

(意見及び市の考え方)

※いただいた御意見につきましては、内容に関わらない部分及び提案者が特定されるおそれがある部分を除き、原文のまま掲載しています。

■ 全般に関する意見（10件）

(意見1)

男性、女性それぞれ性的に違い、男性としての「差」、女性としての「差」があります。この男性としての「差」、女性としての「差」をそれぞれ生かして行くのも重要ではないでしょうか。

(市の考え方)

第2次ちがさき男女共同参画推進プランの基本理念である「人権が尊重された、男女共同参画社会の形成」のためには、一人一人が個人として尊重され、それぞれの生き方について相互理解のもと共に支えあうことが重要です。しかしながら、社会における制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担意識などにより、男女の個人としての能力の発揮や活動の選択を制限され、そのことによる差別や格差があることも現状として内在化されています。男女の身体的性差を十分に理解しそれぞれの人権を尊重しながら、これらの課題の解消に向けて、男女が自らの意思によって個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進してまいります。

(意見2)

「男女共同参画計画」を推進して行くには、男女御互の立場を理解し合って協力・助け合って行くにはどの様にしなければならないか色々対策を考え実施して行く事が一番大切ではないかと思えます。

(市の考え方)

男女共同参画社会の形成とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいいます。男女が自らの意思によって個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進してまいります。

(意見3)

1 事業計画の目的に「総合的かつ計画的」とありますが、「縦割行政」弊害をなくさなくて。工夫なくして当プランの着実な推進は不可能であると思う。

(市の考え方)

市では、茅ヶ崎市総合計画基本構想において、政策・施策に取り組むうえで常に念頭に置くべき事項である政策共通認識の一つに「共生社会」を掲げ、「一人一人が互いの権利を尊重し、それぞれの生き方について相互理解のもと共に支え合って、安定した暮らしや地域の活力を育てること」としています。

「共生社会」を実現するためには、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが不可欠であり、市全体で進めるべき課題です。「茅ヶ崎市男女共同参画推進会議」を通じて、市関係各課かいや関係機関等と認識を共有し、連携を取りながら、組織横断的に取り組みを進めてまいります。

(意見4)

当市障害者保健福祉計画(素案)のパブコメでは本計画推進体制もあると思います。素晴らしい推進体制が必要と思う。

(意見5)

教条的にならず、どう体制をつくるかという点に重点を置いてすすめて下さい。

(市の考え方)

第2次ちがさき男女共同参画推進プラン後期事業計画(素案)では、進行管理にあたって茅ヶ崎市男女共同参画推進会議において随時状況を把握しつつ、ちがさき男女共同参画推進プラン協議会における意見も踏まえ、各事業の着実な推進に努めることとしております。

(意見6)

民族差別や部落問題も当事者はいるはずですが情報が得にくいと思います。原発事故避難者もいるでしょう。避難していると話せない人もいないのでしょうか？
性暴力やDVの被害者や、LGBTと一括りにされるセクシュアルマイノリティ、貧困や暴力被害に陥っている子どもなど当事者は声を上げにくいものです。

(市の考え方)

市では、茅ヶ崎市総合計画に基づき「互いが尊重され、あらゆる分野の活動に参画できる社会をつくる」ことを目指しています。また、第2次ちがさき男女共同参画推進プランにおいても、人権尊重に対する理解の促進を目標に掲げ、様々な施策を推進しているところです。

しかしながら、民族、性別等様々な理由による人権課題は未だに解決しておらず、また、時代や社会の変化とともに、インターネットを悪用した人権侵害、性的指向や性自認に関してのマイノリティに対する差別など新たな人権課題も現れています。

このように多様化する人権課題の解消に向けて、市民一人一人の人権についての理解を高め、人権意識の向上に向けて様々な機会を通じて意識啓発や情報の提供を行っていくとともに、誰もが安心して暮らすことができるように、関係機関と連携を強化しながら、相談体制の充実に努めてまいります。

(意見7)

市民に最も近い行政職員である皆様には、基本理念にある「人権が尊重された、男女共同参画社会の形成」の本質を考へて、業務に当たって下さることを願っています。待ちの姿勢ではなくポジティブな情報発信をしてくれたら、市民も声を上げやすくなります。そして、聴いた市民の声を行政に活かして下さい。

(市の考え方)

市の職員一人ひとりの男女共同参画に対する理解を深め、組織横断的な推進体制により、あらゆる施策への男女共同参画の視点の浸透を目指します。

(意見8)

少ない予算措置のなか、男女共同参画課はさまざまな事業の展開の努力が伺えます。

(市の考え方)

本市の男女共同参画施策・事業について高い評価をいただきありがとうございます。少子高齢化の進展により将来的に市税収入の減少が見込まれ、厳しい行財政環境の中で、これまで以上に効率的かつ効果的な行政運営が求められています。

しかしながら、このような中でも男女共同参画が実現した「共生社会」をつくるためには、様々な課題の解決に向け、継続して取り組みを進めていかなければなりません。

事業の実施にあたっては、どれだけサービス等を提供したか(アウトプット)ではなく、サービス等を提供した結果として市民に対して実際どのような成果がもたらされたか(アウトカム)を意識しながら事業の有効性を検証し、男女共同参画の視点を持った、無駄の無い効率的な事業の企画・運営に努めてまいります。

(意見9)

男女共同参画課の事業は啓発事業が多いのは理解できますが、予算の関係もあるのですが1回の事業では、よほどインパクトのある事業でないともあまり効果が期待できない。さらにその啓発という活動事業の先の成果(アウトカム)をどう意識するかが問われています。活動率を数値化する意味を再考してください。

(市の考え方)

男女共同参画課で実施している啓発事業につきましては、第2次ちがさき男女共同参画推進プランの各目標及び取り組みの方向性に沿って実施する分野が広範囲にわたるため、各分野における講座数につきましては1回程度となっています。また、事業の評価指標につきましては、次期「ちがさき男女共同参画推進プラン」の策定に向け、PDCAサイクルをより充実したものとするためアウトカム指標の導入に向けた調査・研究を行ってまいります。

(意見10)

当センターに女性相談機関が設置されていることは、大切な要素です。そこからの課題を解決していくために、茅ヶ崎市において、男女平等の視点での格差や貧困はないかという視点を常にもってほしいです。

(市の考え方)

「女性のための相談室」には、平成28年度は618件の相談があり、年々増加傾向にあります。相談内容は、離婚等夫婦の問題、家族の問題、経済的な問題、暴力の問題、子どもの問題など多岐にわたっています。

今後も相談者が抱える悩みや不安な気持ちに寄り添いながら、問題の解決に向けた助言、情報提供、専門機関の紹介などを行い、女性の安心・安全な暮らしの実現に向け、様々な関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行ってまいります。

■ 「Ⅰ 後期事業計画の基本方針」に関する意見（2件）

(意見11)

「人権が尊重された、男女共同参画社会の形成」とあります。市は実施に当り基本目標1～5については、市民と十分な話し合いの場を作ったのち十分な啓発をして実施して欲しいと思う。

(意見12)

「男女共同参画」と改めて言うなら今日の社会情勢でどうあるべきか、市民参加で話し合いながらすすめてください。

(市の考え方)

本計画の策定にあたっては、茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、できる限り多くの市民が参加できるよう、複数の方法を実施するなど適切かつ効果的な市民参加の方法を実施するとともに、広く市民の参加を募るため、周知・広報を行いました。

■ 「Ⅱ 後期事業計画の策定に向けて」に関する意見（1件）

(意見13)

男女共同参画の進捗状況に関する指標の数値は経年を通して上がらないのは何故か？その分析をして、その上で、現在の方法のアンケートの数値を指標にすることの疑問をもってほしいです。もっと具体的な成果指標を塾考してください。

(市の考え方)

男女共同参画に関する理解を促進するための広報・啓発活動を引き続き積極的に展開するとともに、市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、全庁的に取り組みを進めるための体制の構築に努めてまいります。また、事業の評価指標につきましては、次期「ちがさき男女共同参画推進プラン」の策定に向け、P D C Aサイクル

修正後	
64ページ 追加	
性的マイノリティ	生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない人、性的指向（人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念）が、同性や両性（男女両方）に向いている人などを指す。
修正前	
64ページ 記載なし	

（意見15）

現代はネット社会と言われ、以前とは違う対応が行政に求められていると思います。SNSを通じてアウティング被害を受けた学生の転落死や、性暴力被害を訴えたジャーナリスト女性がネットで非難されるような二次被害は、本来なら防げる可能性のあった事例です。身近に情報がなければネットで検索するのが一般的です。その時に自己肯定を否定するような情報に触れる、間違った情報に触れることは充分あり得ます。

（市の考え方）

インターネットやSNSは便利であり、また生活を豊かにしてくれるツールですが、スマートフォンが急速に普及したことで、様々な危険性が増している状況にあります。子どもから高齢者に至るまでが、ネットに潜む危険性を正しく理解し、加害者・被害者とならないよう、メディアリテラシー能力の向上に向けた啓発活動を行ってまいります。

（意見16）

日本では性教育について進んでいないと感じます。

（市の考え方）

性に関する様々な情報が氾濫する今日にあって、「性教育」は、より一層重要であると考えるとともに、集団で一律に指導（集団指導）する内容と、個々の児童・生徒の抱える問題に応じ個別に指導（個別指導）する内容との区別を明確にし、児童・生徒の発達段階を踏まえて計画的に指導することが重要であると考えております。

小・中学校での性に関する学習につきましては、学習指導要領に基づき、心身の機能の発達に関する理解や性感染症等の予防の知識などの科学的知識を理解させること、理性により行動を制御する力を養うこと、自分や他者の価値を尊重し相手を思いやる心を醸成する等、身体面や精神面の成長に係る内容を扱っております。教育委員会といたしましては、各学校が、保護者の理解を得ながら、体育、保健体育のみならず、道徳や特別活動など、教育活動全体を通じて性教育に取り組めるよう支援してま

います。

(意見17)

セクシュアルマイノリティの子どもがいたとしても、教育関係者に知識がなく、差別的な発言をしてしまったら自己肯定感の低下に繋がります。自己肯定感の低下と自殺は関係があります。性別役割にとらわれない、思春期になったら誰でも異性に興味を持つわけではないと知って欲しいと思います。

(市の考え方)

性的マイノリティに係る児童・生徒への関わりにつきましては、教職員が性の多様性について理解を深め、児童・生徒の良き理解者となるよう努めることなど、子どもたち一人一人が自分らしく生活できるように指導・支援していくことが重要であると認識しております。教育委員会として、各小・中学校の人権教育担当者や希望者を対象として年2回人権教育講座を開催し、性的マイノリティを含めた様々な人権課題等を取り上げ、人権感覚を磨く機会を提供しております。こうした研修内容が、各学校の教職員に共有されるように努め、子どもたちの多様な個性を尊重しながら、心に丁寧寄り添える教育環境づくりを進めてまいります。

■ 「Ⅲ 後期の取組内容 基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進」に関する意見(1件)

(意見18)

現在離婚が増えている様に思います。離婚は夫婦間の問題だけではありません。子供の教育・養育に非常に影響を与えます。男女それぞれ御互の立場を理解し合い、御互に協力・助け合って子供の幸せのためにも明るい生きがいのある家庭生活をして行く事が重要だと思います。

(市の考え方)

本市の離婚件数は平成27年が454件となっており、また、児童扶養手当の認定者数は平成28年度末で1,680世帯と微増傾向にあります。

離婚は、子どもがいる場合には子どもにも少なからず影響があることから、市では「女性のための相談室」において、離婚に悩む女性からの電話・面接相談や女性弁護士による法律相談を実施しているほか、母子・父子自立支援員が、離婚後の生活に対する相談について、養育費や受給できる手当や制度等に関することや、資格取得や職業訓練など就業に関することなどを離婚前より受け付け、離婚後の生活の不安が少しでも解消されるよう相談を行っております。また、就労に関してはハローワークと連携し、生活保護受給者等就労促進事業や、児童扶養手当の現況届受付時期には出張ハローワークを開設し、ひとり親家庭からの就労相談を受け付けております。

今後もひとり親家庭の親と子が安心・安全に暮らせるように精神面、経済面の両面から支援に関する情報の提供や相談体制の充実に努めてまいります。

■ 「Ⅲ 後期の取組内容 基本目標 4 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実」に関する意見（2件）

（意見19）

H I V感染を不安に思う当事者がいたとしても、行政に正しい知識がなければ、当事者に情報を届けられません。結果的に症状が出てから検査を受ける事態になってしまうこともあり得ます。

（市の考え方）

市で実施しているエイズ検査及び相談は、無料・匿名で受けることができます。相談時には、保健師が症状を伺い、医療・福祉的視点から、必要に応じ関係機関を紹介しております。また、地域に出向き、講演会を実施していますが、今後も更に普及啓発活動に努めてまいります。

（意見20）

基本目標4の担当課における各事業は活動に留まらない事業を実施していますが、指標に本来の男女共同参画社会の推進に資する視点が少なく、市民という、ひと括りでの事業実施が多いことは残念です。

（市の考え方）

本計画の策定にあたっては、関係課かいが男女共同参画の視点からの指標の見直しを図っております。次期「ちがさき男女共同参画推進プラン」の策定に向けては、事業内容と評価指標がより男女共同参画の視点に資するものとなるよう関係課かいと連携しながら調査・研究を行ってまいります。

■ 「パブリックコメントに関する意見（4件）

（意見21）

当パブリックコメントの説明会は実施しないのですか。当市議会で市より実施する旨の回答があったと思います。実施しないとパブコメの意味がなくなると思う。

（市の考え方）

パブリックコメント手続実施期間中の平成29年11月24日（金）から12月26日（火）にあわせ、平成29年12月23日（土）に市民意見交換会を実施いたしました。

（意見22）

今年度より、市政モニター制度が廃止されました。また、パブコメの応募者も少なく、そしてパブコメ実施を知らない人も多いので今まで以上の啓発（PR）を望む。

(市の考え方)

パブリックコメント手続きにつきましては、計画の策定や条例の制定等をはじめとした、市の基本的な政策などの決定過程において、市民の皆さまから御意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示に加え、市役所内デジタルサイネージの活用等様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続きをはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせるなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

(意見23)

パブコメ実施11月3件12月6件と集中しています。このこともパブコメの意味をなくすと思う。

(市の考え方)

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまから御意見をいただく機会を設定し、寄せられた御意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益な御意見を考慮しながら政策等を決定していく、市民参加の手法の一つです。

パブリックコメント手続の実施にあたっては、対象とする計画等の論点が明確になった段階で、かつ、市民の皆さまの御意見を反映することが可能な段階を見極めたうえで、もっとも適切な時期を設定することが必要かつ効果的であり、月ごとの実施件数に限度を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えております。

そのため、今後とも引き続き、適切なタイミングでパブリックコメント手続を実施してまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

(意見24)

市はパブコメの概略版を作ると言っていました。今年度実施のパブコメで概略版を発行したのものもあります。

(市の考え方)

パブリックコメント手続を実施する際の資料につきましては、素案や関係資料が相当量に及ぶ場合、概要版を作成するなど、案件に応じて意見が提出しやすい環境づくりに配慮することとしています。

しかしながら、今回パブリックコメントに付した「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン後期事業計画(素案)」は、基本計画である「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」の計画期間の後期3年間において目標達成のために必要となる事業を網羅的に記載した実施計画という性質上、概要版は作成しませんでした。

今後とも、パブリックコメント手続の実施にあたりましては、市民の皆さまにわかりやすい資料の作成に努めてまいります。